

# 岩手沿岸南部広域環境組合負担金納入規則

平成18年5月29日 規則第29号

(趣旨)

第1条 この規則は、岩手沿岸南部広域環境組合同規約（平成18年岩手沿岸南部広域環境組合告示第1号）第15条第1項第1号に規定する負担金の納入に関し、必要な事項を定めるものとする。

(負担金の納入)

第2条 関係市町は、当該年度の負担金を管理者が発行する納入通知書により毎年度4月、7月、10月及び1月の4期に分割し、管理者が定める納期限までに納入するものとする。ただし、管理者が必要と認めたときは、この納期を変更することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。